

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号、その後の改正を含む。以下「ＰＦＩ法」という。）第５条第３項の規定により、高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針について公表する。

令和３年７月２７日

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構長 山内 正則

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）は、本事業の実施に当たっては、財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、ＰＦＩ法に基づく事業（以下「ＰＦＩ事業」という。）とすることを予定している。

ＰＦＩ法に基づく特定事業の選定並びに特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の募集及び選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成２７年１２月１８日閣議決定、その後の改正を含む。以下「基本方針」という。）、「ＰＦＩ事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成２７年１２月１８日、その後の改正を含む。）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めたので、ここに公表する。

高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業

実施方針

令和3年7月27日

大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構

< 目 次 >

1	特定事業の選定に関する事項	1
(1)	事業内容に関する事項	1
(2)	特定事業の選定方法等に関する事項	4
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
(1)	民間事業者の募集及び選定の方法	5
(2)	民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	5
(3)	民間事業者の募集及び選定の手続等	6
(4)	入札参加者が備えるべき要件等	9
(5)	提案書の審査及び落札者の選定に関する事項	1 2
(6)	審査結果及び評価の公表方法	1 3
(7)	民間事業者を選定しない場合	1 3
(8)	提案書の取扱い	1 3
3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	1 4
(1)	予測される責任及びリスクの分類と分担	1 4
(2)	提供されるサービス水準	1 4
(3)	選定事業者の責任の履行に関する事項	1 4
(4)	機構による事業の実施状況の監視	1 4
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	1 6
(1)	公共施設等の立地条件	1 6
(2)	施設の規模等	1 6
(3)	土地等の取得等に関する事項	1 6
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	1 6
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	1 7
(1)	選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合	1 7
(2)	その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	1 7
(3)	融資機関（融資団）と機構の協議	1 7
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	1 7
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	1 7
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	1 7
(3)	その他の支援に関する事項	1 7
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	1 7
(1)	情報公開及び情報提供	1 7
(2)	入札に伴う費用負担	1 7

添付資料 1 事業場所

添付資料 2 リスク分担表（案）

様 式 1 実施方針等に関する質問書

様 式 2 実施方針等に関する意見書

様 式 3 実施方針等に関する個別対話の参加申込書

様 式 4 要求水準書(案)資料申込書（受付期間・方法は「要求水準書(案)」を参照のこと。）

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

高エネ研中央特別高圧受変電設備更新・維持管理事業（以下「本事業」という。）

2) 事業に供される公共施設等の種類

① 中央特別高圧受変電設備

② 中央特別高圧受変電設備に関連する施設及び設備等

※ 上記①、②を総称して「本施設」という。

3) 公共施設等の管理者等の名称

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構長 山内 正 則

4) 事業目的

本事業は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）の実験・研究を支える最も重要な基盤設備であり、かつ、整備後35年が経過した老朽施設の整備を一度に図るものである。また、本施設の設計・建設から維持管理までを包括化した事業とすることにより、民間の経営能力及び技術的能力等のノウハウを活用しつつ、効率的な運用によるランニングコストの削減とともに、安定性・安全性をも含めた高度な機能や性能を発揮させることを目的とする。

本事業の実施に当たっては、機構の財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）とすることを予定している。

5) 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）が新たに本施設の施設整備業務、維持管理業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務を事業の範囲とする。なお、選定事業者の事業の範囲を越える本施設の運営及び実験・研究業務については、機構が行うものとする。

特定事業の選定を行った場合は、選定事業者が行う具体的な事業の範囲について、要求水準書等において提示するが、現段階で機構が想定する選定事業者が行う主な事業の範囲は、以下のとおりとする。

① 本施設の施設整備業務

ア 事前調査業務（機構が提示する以外の調査等）及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

イ 設計業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

ウ 建設工事及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

- a 新設屋外ヤードの整備業務
- b 中央特別高圧受変電設備の整備業務
- c 電力監視装置等の整備業務
- d 中央監視制御装置等の改造業務
- e 電力の切替業務・各種の検査業務
- f 既設中央特別高圧受変電設備及び既設電力監視設備等の撤去業務
- g 上記 a から f までを実施する上で必要となる関連業務

エ 周辺施設影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

オ 各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

② 本施設の維持管理業務

ア 本施設の巡視点検支援業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

イ 本施設の定期自主検査業務及びこれらを実施する上で必要となる関連業務

6) 選定事業者の収入

- ① 機構から選定事業者に対するサービス購入費の支払は、選定事業者が実施する本施設の施設整備業務の初期投資に係る対価と本施設の維持管理業務の提供に係る対価で構成される。
- ② 機構は、上記①に基づく本施設の施設整備業務の初期投資に係る対価について、本施設の引渡日の翌日から本事業の事業期間中にわたって、選定事業者に対し、選定事業を実施するために機構と選定事業者が締結する契約（以下「事業契約」という。）に定める額を元金均等割賦方式により支払う。
- ③ 機構は、上記①に基づく本施設の維持管理業務の提供に係る対価について、本施設の引渡日の翌日から本事業の事業期間中にわたって、選定事業者に対し、事業契約に定める額を平準化方式により支払う。

7) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき実施するものとし、選定事業者は、本施設を整備した後、機構に本施設を引渡し、引渡日の翌日から本事業の事業期間中にわたって維持管理業務を実施する B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和 2 2 年 3 月 3 1 日までの約 1 8 年間（施設整備業務の期間は、事業契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの約 3 年間（ただし、既設中央特別高圧受変電設備及び既設電力監視装置等の撤去業務の期間は、令和 7 年 6 月 3 0 日までとする。）、維持管理業務の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 2 年 3 月 3 1 日までの 1 5 年間）とする。

9) 事業スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 4 年 3 月	選定事業者との事業契約の締結
令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月	施設整備業務の期間（ただし、既設中央特別高圧受変電設備及び既設電力監視装置等の撤去業務の期間については、令和 4 年 4 月～令和 7 年 6 月とする。）
令和 7 年 3 月 31 日	本施設の完成・引渡し（ただし、既設中央特別高圧受変電設備及び既設電力監視装置等の撤去業務の完成・引渡しについては、令和 7 年 6 月 30 日とする。）
令和 7 年 4 月～令和 22 年 3 月	本施設の維持管理業務の期間
令和 22 年 3 月 31 日	本事業の事業契約の完了

10) 事業に必要と想定される根拠法令等

P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 27 年 12 月 18 日閣議決定、その後の改正を含む。以下「基本方針」という。）の他、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

- ① 建築基準法
- ② 消防法
- ③ 都市計画法
- ④ 国立大学法人法
- ⑤ 電波法
- ⑥ 電気事業法
- ⑦ 騒音規制法
- ⑧ 振動規制法
- ⑨ 水質汚濁防止法
- ⑩ 大気汚染防止法
- ⑪ 土壤汚染対策法
- ⑫ 高圧ガス保安法
- ⑬ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ⑭ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）
- ⑯ 労働安全衛生法
- ⑰ 文化財保護法
- ⑱ 学校保健安全法
- ⑲ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑳ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ㉑ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

㊸ 茨城県条例、規則等

㊹ つくば市条例、規則等

㊺ 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構規程等

㊻ その他関連法令、条例等

※ 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を実施する上で必要とされるその他の関連法令及び条例等も遵守すること。

11) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本事業の事業期間の終了時に、本施設の維持管理業務の状態が事業契約書及び要求水準書で定めた条件に適合する状態で機構に引継ぐこと。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 選定方法

本事業に係る業務の質が担保され、かつ、本施設の利用者等に対するサービスの向上が図られることを前提とした上で、機構が従来型の手法により自ら本事業を実施した場合に比べて、P F I 事業により実施することが財政資金の効率的かつ効果的な活用が図られることが見込まれる場合に限り、本事業をP F I 法第7条に基づき特定事業として選定する。

2) 選定基準・手順

以下の選定基準・手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

① コスト算出による定量的評価

② P F I 事業として実施することの定性的評価

③ 以上①、②を見込んだV F M (Value for Money) の検討による総合的評価

3) 特定事業の選定結果の公表

上記2)に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容と合わせて、機構のホームページにおいて公表する。なお、特定事業の選定を行わないものとした場合も、同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の募集及び選定の方法

機構は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、本事業への参加を希望する民間事業者を公募する。

本事業は、本施設の施設整備段階から維持管理段階までの各業務を通じて、選定事業者に効率的かつ効果的、安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力及びノウハウを総合的に評価して選定する必要がある。民間事業者の募集及び選定に当たって、機構から選定事業者に対するサービス購入費の支払の額並びに施設の整備段階から維持管理段階までの各業務の能力その他の条件により選定する総合評価一般競争入札方式を採用する予定である。

なお、本事業は、平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、入札手続は、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構政府調達事務取扱規則」（平成16年4月19日）、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年11月18日政令第300号）等に基づいて実施する。

(2) 民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。なお、具体的な日程は、入札説明書等において提示する。

日 程	内 容
< 特定事業の選定及び公表関係 >	
(令和3年) 9月中旬	特定事業の選定及び公表
< 入札公告及び入札説明書等の公表関係 >	
9月中旬	入札公告及び入札説明書等の公表
< 入札説明書等に関する質問回答関係 >	
10月下旬	入札説明書等に関する質問書（1回目）の受付
11月中旬	入札説明書等に関する質問回答書（1回目）の公表
< 競争参加資格確認申請関係 >	
10月中旬	入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付
10月下旬	競争参加資格確認審査結果の通知
< 現地調査関係 >	
11月上旬	現地調査（個別1回目）
< 入札説明書等に関する要求水準確認等（個別提案を含む） >	
11月上旬	入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書の受付

日 程	内 容
1 1 月中旬	入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書に基づく個別対話
1 1 月下旬	入札説明書等に関する改定個別確認書及び改定個別提案書の受付
1 1 月下旬	入札説明書等に関する改定個別確認回答書及び改定個別提案回答書の通知
＜入札説明書等に関する質問回答関係＞	
1 1 月上旬	入札説明書等に関する質問書（２回目）の受付
1 1 月下旬	入札説明書等に関する質問回答書（２回目）の公表
＜現地調査関係＞	
1 2 月上旬	現地調査（個別２回目）
＜入札及び提案審査関係＞	
（令和４年） 1 月下旬	入札書等及び提案書の受付、入札書の開札
2 月上旬	提案書の審査及び優秀提案者の選定（必要に応じて、プレゼンテーション及びヒアリングを実施）
2 月上旬	落札者の決定及び公表
＜基本協定及び事業契約締結関係＞	
2 月中旬	落札者との基本協定書の締結
3 月下旬	選定事業者との事業契約書の締結

(3) 民間事業者の募集及び選定の手続等

1) 実施方針等に関する質問書及び意見書の受付

実施方針等に関する質問書及び意見書の受付を以下の要領で実施する。

① 質問書及び意見書の受付期間

令和３年８月３日（火）から８月１０日（火）１４時まで

② 質問書及び意見書の受付方法

ア 実施方針等に関する質問及び意見がある民間事業者等は、「様式１ 実施方針等に関する質問書」、「様式２ 実施方針等に関する意見書」に必要事項を記載の上、電子メールにより送付するものとし、郵送又はファクスでの提出は認めない。なお、電子メールでの件名は、「実施方針等質問書・意見書」とし、使用するソフトウェアは、Microsoft Word とする。

イ 送付先の電子メールアドレスは、[kojishikei@mail.kek.jp] である。

ウ 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認メールを送付するので、メールを確認できない場合は、本事業に関する担当部局まで電話（０２９－８６４－５１７５）で問い合わせること。

※ 入札説明書等の策定の参考とするため、積極的な質問書及び意見書の提出を求める。特に、「１(１)５ 事業の範囲」、「２(２) 民間事業者の募集及び選定のスケジュール

(予定)」、「(4) 入札参加者が備えるべき要件等」、「添付資料 2 リスク分担表(案)」、「要求水準書(案)」等に関する質問書及び意見書の提出を求めるものであるが、これらに限るものではない。

2) 実施方針等に関する個別対話の実施

実施方針等に関する個別対話は、実施方針等に関する質問書及び意見書に基づくものとし、以下の要領で実施する。

① 個別対話の対象者

個別対話の対象者は、実施方針等に関する質問書及び意見書を提出した民間事業者等、かつ、本事業への参加を検討している者であって、個別対話への参加申込者とする。

ただし、実施方針等に関する質問書及び意見書を提出した民間事業者等、かつ、本事業への参加を検討している者であるが、個別対話への参加を申込みしない者も、機構が必要と判断する場合、個別対話への参加を要請する場合がある。

② 個別対話の実施期間及び場所等

ア 実施期間 令和 3 年 8 月 1 7 日（火）から同年 8 月 2 0 日（金）までの間

具体的な実施月日及び時間等は、個別対話の参加申込書並びに実施方針等に関する質問書及び意見書の提出状況等に応じて決定（調整）するものとし、機構より個別対話の対象者へ連絡する。

イ 実施場所 茨城県つくば市大穂 1－1（つくばキャンパス構内）

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 2 号館 1 階小会議室

ウ 参加人数は 6 名以内とし、入札参加企業の協力会社、入札参加グループの構成員及び協力会社になることを予定している者の同席も認めるものとする。

エ 個別対話は、機構と本事業への参加を検討している者との意思疎通を図る場であり、また、本事業への参加を検討している者の特殊な技術・ノウハウ等に係わる内容について話されることから、個別に実施するものとする。

③ 個別対話の参加申込書の受付期間

令和 3 年 8 月 3 日（火）から 8 月 1 0 日（火）1 4 時まで

③ 個別対話の参加申込書の受付方法

ア 実施方針等に関する質問書及び意見書を提出した民間事業者等、かつ、本事業への参加を検討している者であって、個別対話への参加を希望する者は、「様式 3 実施方針等に関する個別対話の参加申込書」に必要事項を記載の上、電子メールにより送付するものとし、郵送又はファクスでの受付は行わない。なお、電子メールでの件名は、「個別対話参加申込書」とし、使用するソフトウェアは Microsoft Word とする。

イ 送付先の電子メールアドレスは [kojishikei@mail.kek.jp] である。

ウ 機構が上記の電子メールを受領した場合、当該電子メールの受領確認返信メールを送付するので、メールを確認できない場合は、本事業に関する担当部局まで電話（0 2 9-8 6 4-5 1 7 5）で問い合わせること。

3) 実施方針等に関する質問書及び意見書の公表

実施方針等に関する質問書及び意見書の公表を以下の要領で実施する。

① 質問書及び意見書の公表日時及び場所

ア 公表日時 令和3年8月24日（火）

イ 公表場所 機構のホームページ

(<https://www.kek.jp/ja/forbusiness/procurement/construction/>)

※ なお、意見書の提出者の特殊な技術・ノウハウ等に係わり、当該者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると機構が判断した場合は、当該意見を公表しないことがある。

4) 実施方針等の変更

機構は、実施方針等に関する民間事業者等からの質問及び意見並びに個別対話の結果等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容見直しや変更を行うことがある。

なお、当該実施方針の変更内容が重要事項にまで及ぶ場合は、速やかに、変更後の実施方針を、機構のホームページにおいて公表する。

(<https://www.kek.jp/ja/forbusiness/procurement/construction/>)

5) 特定事業の選定及び公表

機構は、実施方針等に関する民間事業者等からの質問及び意見並びに個別対話の結果等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切と判断した場合は、本事業を特定事業として選定し、その結果を機構のホームページにおいて公表する。

6) 入札公告及び入札説明書等の公表

機構は、本事業を特定事業として選定した場合は、実施方針等に関する民間事業者等からの質問及び意見並びに個別対話の結果等を踏まえ、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札説明書等（入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等）を機構のホームページにおいて公表する。

7) 入札説明書等に関する質問書の受付、入札説明書等に関する質問回答書の公表

機構は、入札説明書等に関する質問書を受け付け、質問回答書を公表する。詳細は、入札説明書等において提示する。

8) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付、競争参加資格確認審査結果の通知

機構は、本事業に応募を予定する民間事業者に対して、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出を求めるものとする。また、競争参加資格確認審査結果は、当該申請者に通知する。詳細は、入札説明書等において提示する。

9) 現地調査（個別）の実施

機構は、本事業に応募を予定する民間事業者に対して、現地調査（個別）の機会を提供する。詳細は、入札説明書等において提示する。

10) 入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書に関する一連の手続

機構は、入札説明書等に関する個別確認書及び個別提案書の提出を受け付け、これらに基づき個別対話を実施する。個別対話後、提出された入札説明書等に関する改定個別確認書及び改定個別提案書に対して、入札説明書等に関する改定個別確認回答書及び改定個別提案回答書を通知する。詳細は、入札説明書等において提示する。

入札説明書等に関する個別確認書は、確認者の特殊な技術・ノウハウ等に係わる内容に関する事項を取り扱うものとし、入札説明書等に関する個別提案書は、いわゆる「川上VE提案（要求水準と同等以上の機能、性能及び品質等を有する内容であって要求水準に替わる提案）」に相当するものとする。詳細は、入札説明書等において提示する。

11) 入札書等及び提案書の受付

機構は、競争参加資格確認審査の通過者（以下「入札参加者」という。）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する提案内容を記載した入札書等及び提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、機構が必要と判断した場合は、入札参加者に対して個別にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細は、入札説明書等において提示する。

12) 落札者の決定及び公表

機構は、提案書の審査により落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、官報及び機構のホームページにおいて公表する。

13) 落札者との基本協定書の締結

機構は、選定事業者との事業契約書の締結に先だって、落札者と事業に係る基本協定書を締結する。

14) 選定事業者との事業契約書の締結

機構は、落札者により組成された選定事業者と事業契約書を締結する。

(4) 入札参加者が備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下当該グループを「入札参加グループ」といい、入札参加グループを構成する企業を「入札参加グループの構成員」という。）とし、入札参加者（入札参加企業又は入札参加グループの構成員）は、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループの場合は、入札参加グループの構成員の中から応募手続

を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

- ② 入札参加グループは応募に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行において果たす役割を入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に明らかにすること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は、請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）について、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に協力会社として明らかにすること。ただし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から中央特別高圧受変電設備の整備業務に伴う筑波変電所の改造業務のみを受託し、又は、請け負うことを予定している者、中央監視制御装置等の改造業務のみを受託し、又は、請け負うことを予定している者は、協力会社として取り扱わないものとする。なお、事業開始後、入札参加企業又は入札参加グループの構成員から直接業務を受託し、又は、請け負うことを予定している者は、協力会社ではないことに留意すること。
- ④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者が必ず含まれていること。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ① 「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構契約事務取扱規則」（平成16年4月19日）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- ② 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、又は「破産法」（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てをした者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てをした者又は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき会社の整理開始の申立てをした者又は整理開始を命ぜられた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

- ③ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、文部科学省又は機構から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置、又は「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機

構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」（平成１９年１０月３０日）、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構建設工事等に係る事務処理要領」（平成１９年７月９日）に基づく取引停止措置を受けていない者であること。

- ④ 機構が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社佐藤総合計画（東京都墨田区）並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザー業務において提携関係にある石井法律事務所（東京都千代田区）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成１８年法律第８６号）の定義を適用する。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記bについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

- ⑤ 最近１年間の国税（法人税、消費税）を滞納していない者であること。
- ⑥ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち建設の業務に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

なお、建設の業務を複数の者で実施する場合は、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

① 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省又は機構において建築一式工事又は電気工事の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した令和３・４年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。

なお、同一工事を複数の者で実施する場合は、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建築一式工事 1,200点

(ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち1社が満たせばよいこととし、その他の者は1,000点とする)

b 電気工事 1,100点

イ 平成18年度以降に元請として、以下に示す工事を実施し完成・引渡しが完了した国、地方公共団体又はそれらによって設立された法人の発注による施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。))。

特別高圧受変電設備(受電電圧60kV以上)の新設工事又は更新工事(ただし、全面的な更新工事とし、構成部品取替え等の軽微な工事を除く。))。

② 設計に当たる者、維持管理に当たる者

特段の要件を設定しない。ただし、適用される関連法令及び条例等を遵守すること。

4) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認の基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

ただし、2(4)3)①アに示す一般競争参加資格を有していない者であっても、入札書の開札の日時において、2(4)3)①アに示す要件を満たしていることを条件として競争参加資格があると認めるものとする。当該競争参加資格があると認められた入札参加者が入札に参加するためには、入札書の開札の日時において2(4)3)①アに示す要件を満たしていなければならない。

5) 特別目的会社の設立等

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定された場合は、本事業を実施する株式会社として特別目的会社を設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。また、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(5) 提案書の審査及び落札者の選定に関する事項

1) 提案書の審査に関する基本的な考え方

① 提案書の審査は、外部の学識経験者等及び機構の職員で構成する審査委員会で行うものとし、審査委員会の委員及び審査委員会で定める落札者決定基準は、入札説明書等において提示する。

- ② 審査委員会において、提案書を内容とする価格以外の要素と価格を総合的に審査し、総合評価方式により落札者を選定する。

2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うものとする。

① 競争参加資格確認審査

- ア 入札参加者の構成等の適格審査
- イ 入札参加者及び協力会社の参加要件の適格審査
- ウ 入札参加者及び協力会社の資格等要件の適格審査

② 提案内容審査

- ア 入札金額の適格審査
- イ 基礎項目の適格審査
- ウ 加点項目（事業計画、施設整備計画、維持管理計画等）の審査
- エ 基礎項目の適格審査、加点項目の審査及び入札金額から、総合評価値を求めて落札者を選定する。

(6) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果及び評価は、機構のホームページにおいて公表する。

(7) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施が適当でないと判断された場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す。特定事業の選定を取り消す場合は、この旨を速やかに公表する。

(8) 提案書の取扱い

1) 著作権

契約に至った入札参加者の提案書の著作権は、当該入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他機構が必要と認める場合は、機構は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書については、PFI法第11条に基づく客観的評価の公表（審査講評の公表）以外には、入札参加者に無断で使用しない。なお、提出を受けた書類等は返却しない。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予測される責任及びリスクの分類と分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。選定事業者が担当する業務は、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項は、機構が責任を負うものとする。

2) 予測されるリスクと責任分担

機構と選定事業者の責任分担は、原則として「添付資料2 リスク分担表（案）」によるものとし、意見招請等の結果を踏まえ、必要な事項については、入札説明書等（主に「事業契約書（案）」）において提示する。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において履行する業務の要求性能及びサービス水準等は、要求水準書等において提示する。

(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書（案）に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約書の締結に当たっては、事業契約のうち施設整備業務に係る履行を確保するために、事業契約書の締結の日から本施設の引渡しの日までの期間において、履行保証保険契約等による、事業契約の保証を義務付けることを想定している。

(4) 機構による事業の実施状況の監視

1) モニタリングの実施

機構は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、事業契約書において規定されている要求水準を満たしていることを確認するために、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

2) モニタリングの実施時期及び内容

① 設計時

機構は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約書において規定されている要求水準を満たしていることを確認する。

② 建設工事（施工時）

選定事業者は、機構が要請した場合は、建設工事の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場において建設工事の確認を受ける。

③ 建設工事（完成時）

選定事業者は、施工記録等を用意の上、現場において機構の確認を受ける。

機構は、選定事業者によって行われた建設工事が、事業契約書に規定されている要求水準を満たしていることを確認する。確認の結果、当該要求水準を満たしていない場合は、機構は補修又は改造を求めることができる。

④ 施設供用開始後（維持管理段階）

機構は、本事業における維持管理業務の着手（令和7年4月）から本事業の事業終了（令和22年3月）までの期間、選定事業者によって行われた維持管理が、事業契約書において規定されている要求水準を満たしていることを確認する。

⑤ 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎事業年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、機構に報告しなければならない。機構は、本事業の事業契約書の締結から本事業の事業終了（令和22年3月）までの期間、選定事業者の財務状況の堅実性や健全性等を確認する。

⑥ 事業契約終了時

機構は、本事業の事業期間終了に当たり、本施設の維持管理業務の状態について検査する。なお、その状態が事業契約書及び要求水準書で定めた条件に適合しない場合は、修補等を求めることがある。

3) モニタリングの費用の負担

機構が行うモニタリングに係る費用は、機構の負担とし、事業者によるセルフモニタリングに係る費用は事業者の負担とする。

4) 選定事業者に対する支払額の減額等

機構は、モニタリングの結果、事業契約書において規定されている要求水準が満たされていないことが判明した場合は、選定事業者に対して修復等の勧告や支払額の減額措置を行う。なお、減額の考え方等は、入札説明書等において提示する。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合は、以下の措置をとるものとする。

(1) 選定事業者に契約不履行の懸念が生じた場合

機構は、事業契約書の定めに従い選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出及び実施を求めることができる。その他の対応方法は、事業契約書に規定する。

(2) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約書において定める事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

(3) 融資機関（融資団）と機構の協議

事業の継続性を確保する目的で、機構は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結することがある。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

- 1) 現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。
- 2) 法改正等により、法制上及び税制上の措置等が適用される可能性がある場合は、機構と選定事業者間で協議を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

- 1) 選定事業者が本事業を履行するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、機構はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。
- 2) なお、機構は、選定事業者に対する出資、保証等の支援は行わない。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

- 1) 選定事業者による事業実施に必要な許認可等に関し、機構は必要に応じて協力を行う。
- 2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、機構と選定事業者で協議を行う。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき情報公開を行う。本事業に関する情報提供は、適宜、機構のホームページにより行う。

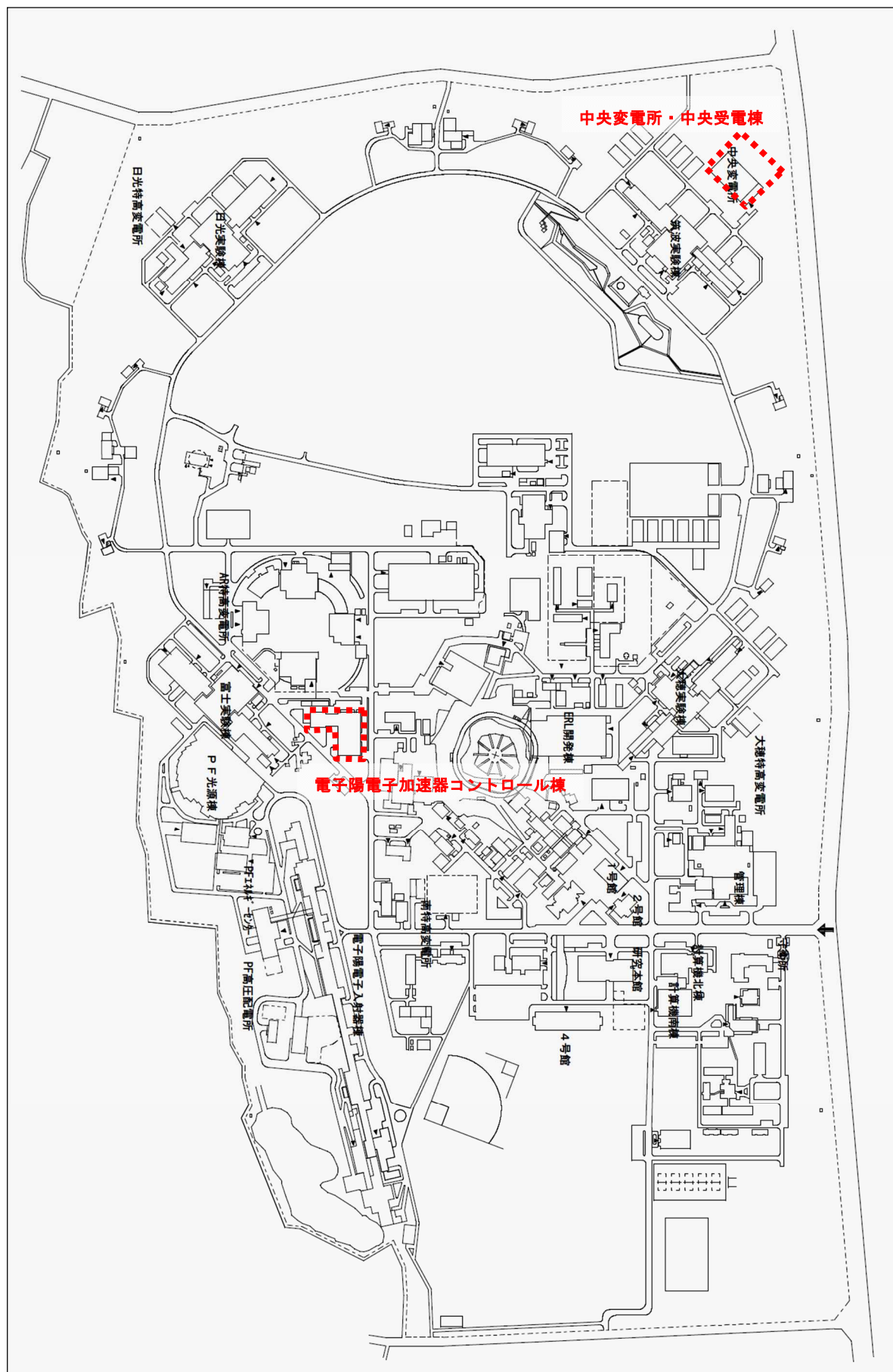
(2) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

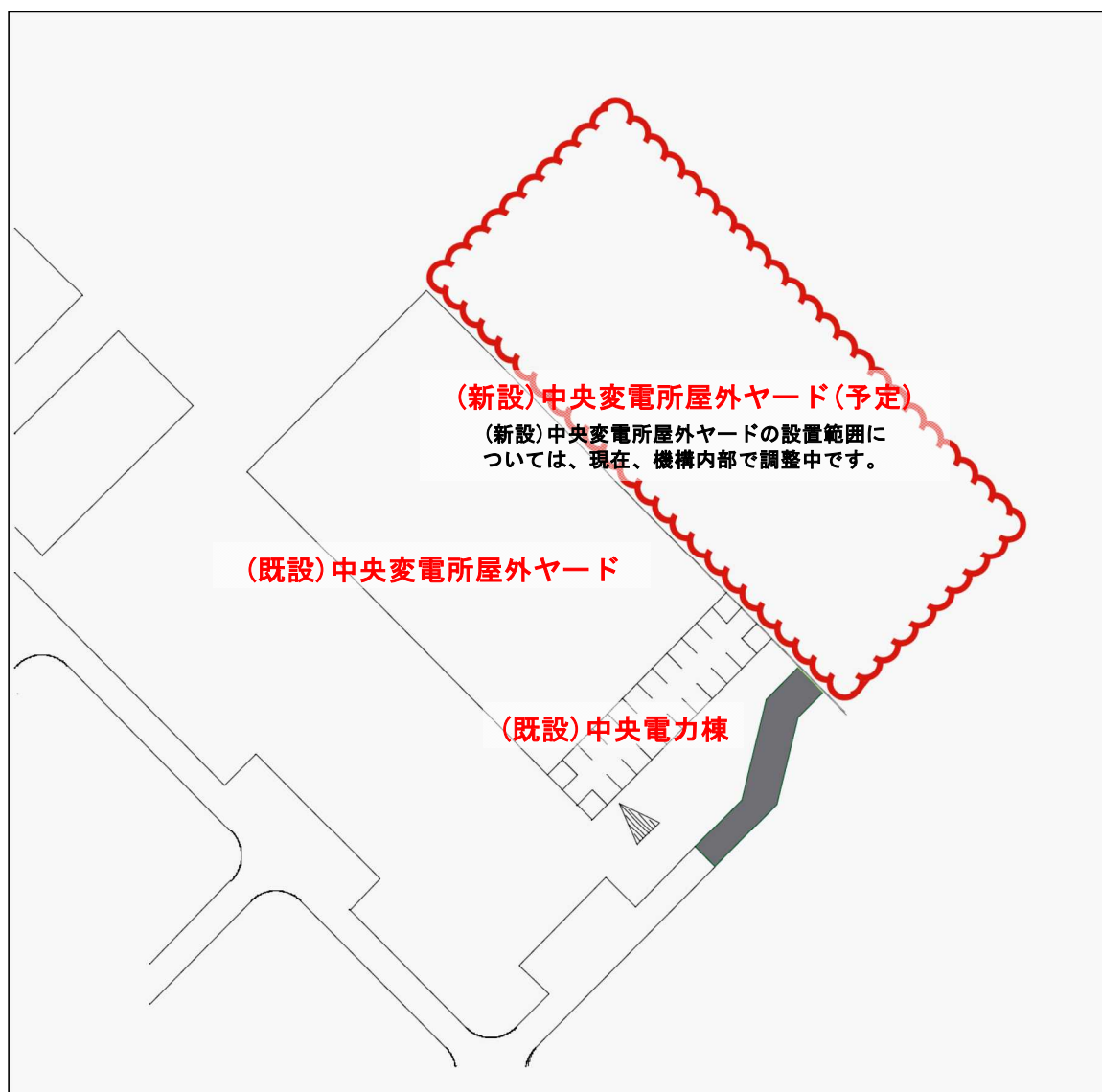
(添付資料 1)

事業場所

(案内図)



(位置図)



(添付資料 2)

リスク分担表 (案)

(共通)

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					機 構	事業者
共通	入札説明書等リスク		1	入札説明書等の誤り及び内容の変更に関するもの	○	
	資金調達リスク		2	選定事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約リスク		3	機構側起因による、選定事業者と契約が結べない又は契約手続に時間を要する場合	○	
			4	選定事業者側起因による、機構と契約が結べない又は契約手続に時間を要する場合		○
	制度関連リスク	政治・行政リスク	5	国又は機構の事業実施に必要な資金手当に関するもの	○	
			6	本事業に直接的影響を及ぼす国又は機構の政策の変更	○	
		法制度リスク	7	本事業に直接的影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
			8	上記以外の法令等の新設・変更		○
		許認可リスク	9	機構が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
			10	選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
		税制度リスク	11	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	○	
			12	法人の利益に係る法人税の新設・変更に関するもの		○
			13	上記以外の法人税の新設・変更に関するもの	○	
	社会リスク	第三者賠償リスク	14	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
			15	選定事業者が善意の管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		住民対応リスク	16	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
			17	調査・工事に係わる住民反対運動、訴訟		○
		環境問題リスク	18	有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの		○
	土地の瑕疵		19	土壌汚染・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
	債務不履行リスク	機構側起因の場合	20	機構の指示、債務不履行、国の不承認によるもの	○	
		選定事業者側起因の場合	21	選定事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示すレベルを満たさなかった場合		○
			22	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク		23	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの	○	△
	物価リスク		24	本施設の引渡し前のインフレ・デフレ	○	△
			25	本施設の引渡し後のインフレ・デフレ	○	△
	金利リスク		26	本施設の引渡し前の金利変動	○	
			27	本施設の引渡し後の金利変動		○

(計画段階・建設段階)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				機 構	事業者
計画設計段階	発注者責任リスク	28	機構の指示の不備、変更による工事請負内容の変更	○	
		29	選定事業者の指示・判断の不備、変更による工事請負契約の変更		○
	測量・調査・設計リスク	30	機構が実施した測量・調査・設計に関するもの	○	
		31	選定事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		○
		32	地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長	○	
	設計変更リスク	33	機構の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		34	選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	入札リスク	35	落札時の応募コストの負担		○
建設段階	用地取得リスク	36	建設予定地（事業場所）の確保に関するもの	○	
		37	建設に要する資材置場の確保に関するもの		○
	設計変更リスク	38	機構の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		39	選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延リスク	40	機構側に起因する、工事遅延・未完工による開業の遅延	○	
		41	選定事業者側に起因する、工事遅延・未完工による開業の遅延		○
	建設コストリスク	42	機構側の指示による工事費の増大	○	
		43	上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大		○
	要求性能不適合リスク	44	要求性能不適合（施工不良を含む。）		○
	施設損傷リスク	45	引渡し前の工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
	電力の切替リスク	46	機構の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
		47	選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○

(維持管理段階)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				機 構	事業者
維持管理・運営段階	支払遅延・不能リスク	48	機構の支払遅延・不能に関するもの	○	
	瑕疵担保リスク	49	瑕疵担保期間中に発見された施設の隠れた瑕疵の担保責任		○
	計画変更リスク	50	用途の変更等、機構側に起因する事業内容の変更	○	
	維持管理コストリスク	51	機構側に起因する事業内容・用途の変更等による維持管理費の増大	○	
		52	上記以外に起因する維持管理費の増大（ただし、不可抗力による場合、一定範囲を超える物価によるも場合は除く。）		○
	施設損傷リスク	53	機構及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷	○	
		54	選定事業者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷		○
		55	選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	要求水準不適合リスク	56	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
	セキュリティーリスク	57	選定事業者の不備による情報漏洩、事故発生等		○
		58	上記以外のもの	○	
終了時	施設の性能リスク	59	本事業終了時の維持管理業務の引継ぎ（入札説明書等に表示良好な状態であること）		○
	終了手続リスク	60	本事業終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続に伴う評価損益等		○

凡例：リスク負担者：○主分担・△副分担

リスク分担の詳細は、入札説明書等において提示する。

実施方針に関する問合せ先（担当部局）
〒305-0801 茨城県つくば市大穂1-1 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構施設部施設企画課工事経理係 電 話 : 029-864-5175（ダイヤルイン） メールアドレス : kojishikei@mail.kek.jp ※ 本実施方針の内容に関して、電話及びファクスによる直接の質問・意見は受け 付けない。